

四日市市告示第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

令和3年2月17日

四日市市長 森 智広

1 工事完了年月日

令和3年2月16日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

四日市市大井手一丁目179番

3 許可を受けた者の住所及び氏名

伊賀市平野中川原560番地17
相好株式会社
代表取締役 山本将之

(都市整備部開発審査課)